

議案第23号

読谷村会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

読谷村会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年読谷村条例第18号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の72.5」を「100分の72.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和4年4月28日提出

読谷村長 石 嶺 傳 實